

NISA 制度に関する留意事項

●NISA 口座は、原則全ての金融機関等を通じて、1 人 1 口座しか開設できません（金融機関等を変更した場合を除きます）。金融機関等の変更は、一定の手続きのもとで可能ですが、複数の金融機関等で NISA 口座を開設した場合でも、各年において 1 つの口座でしか購入できません。また、NISA 口座内の商品を変更後の金融機関等に移管することはできません。●当行の NISA 口座では、当行取扱いの国内公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます）のみが取扱対象となります。●すでに保有している株式投資信託を NISA 口座に移すことはできません。●NISA 口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等との損益の通算、損失の繰越控除もできません。●NISA 口座から特定口座や一般口座へ移管する場合、株式投資信託の取得価額は、その時点の時価となります。●NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（つみたて投資枠・成長投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した株式投資信託から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税になります。●株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となり、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなります。●非課税保有限度額については、NISA 口座内株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託等が費消していた非課税保有限度額のみだけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。●株式投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISAによるメリットを享受できません。●基準経過日（NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日）に NISA 口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準経過日から 1 年以内に確認ができない場合、NISA 口座が利用できなくなる場合があります。●NISA 口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要となります。この場合には NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の上場株式等は課税口座に移管されます。

つみたて投資枠特有の留意事項について

●買付は定時定額契約によるものとなります。
●つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託に限られます。●購入した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則年 1 回通知されます。

成長投資枠特有の留意事項について

●成長投資枠で買付可能な商品は、NISA 制度の目的（安定的な資産形成）に適した株式投資信託に限られます。●信託期間 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の株式投資信託等もしくは毎月分配型の株式投資信託等は対象商品から除外されています。